

令和7年度 京都市立大枝中学校 部活動規定

令和7年5月1日

1. 部の成立

- ① 新年度4月当初に顧問が不在の場合、または活動を継続するにあたり十分な部員数が確保できない場合は、廃部とする。
- ② 合同チーム等が2年続けば廃部とする。

2. 入退部

- ① 年度途中に退部をする場合は、所定の退部届けに記入し、担任印を添えて顧問に提出すること。
- ② 入部届を担任に提出し、顧問が確認した後から活動に参加することができる。

3. 活動時間について

- ① 活動は、顧問が校内にいることを原則とする。
※ ただし、家庭訪問期間や出張等で顧問が校内に不在の際は、校内にいる教員で代行することもある。
- ② 原則木曜日は全部活停止日とする。（会議や研修の関係で）
- ③ 完全下校の時間は以下の通りとする。

活動時間
16:55 完全下校（16:45 活動終了）

- ④ 土・日・祝日は8時30分以降の開始とする。鍵等は、必ず当該顧問が直接開けること。完全下校は上記の活動時間に準ずる。ただし、顧問の現場指導を必要とする。
- ⑤ 春季・夏季・冬季休業中は原則8時30分登校とする。鍵等は、必ず当該顧問が直接開けること。上記の活動時間に準ずる。ただし、顧問の現場指導を必要とする。（土・日・祝日も含む。）
- ⑥ 朝練習は禁止とする。
- ⑦ テスト週間は活動を停止する。ただし、公式戦（中体連主催の春季・夏季・秋季新人・駅伝大会に限る）1週間前であれば管理職に相談のうえ、活動を認める（テスト当日を除く）。その際は、学習時間の確保にも十分配慮すること。（活動時間を1時間程度とするなど）
- ⑧ 下記の日は、部活動停止とする。
* 入学式前日及び当日・卒業式前日及び当日・修学旅行の前日（3年のみ）・テスト期間中・学校閉鎖日。ただし、卒業式前日の吹奏楽部の活動は認める。
- ⑨ 学校行事の当日の活動については、管理職と相談の上で定める。
- ⑩ インフルエンザやコロナ等で学年・学級閉鎖等がなされた場合は、原則として部活動を停止する。
- ⑪ 週2日以上※ガイドライン（平日1日、休日1日）の休養日を設けること。なお休養日は、家庭でのふれあいや地域活動への参加などを考慮し、土曜日または日曜日を含めること。
- ⑫ 原則、平日の活動時間は2時間程度、土日祝・長期休業日は3時間程度とする。また、土日両日に活動をした場合は翌日を必ず休養日とする。
- ⑬ 長期休業期間は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設けること。また8月中旬や年末年始の学校閉鎖期間中には活動しないこと。

4. ミーティング・昼食および更衣場所

① ミーティング・昼食および更衣場所については以下の通りとする。

部 活 名	部活動ミーティング	更 衣 場 所
野球（男子・女子）	3－5	男子：ランチルーム前 女子：プール横更衣室
サッカー（男子・女子）	1－5	男子：C棟前 女子：プール横更衣室
陸上（男子・女子）	ランチルーム	男子：B・C棟の間 女子：プール横更衣室
ソフトテニス（女子）	2－2	プール横更衣室
バレー ボール（男子）	3－2	体育館練習：体育館、外練習：体育館外南
バレー ボール（女子）	A棟2階マルチ	体育館練習：体育館、外練習：プール横更衣室
バスケットボール（男子）	2－3	体育館練習：体育館、外練習：体育館外南側
バスケットボール（女子）	2－4	体育館練習：体育館、外練習：プール横更衣室
剣道（男子・女子）	会議室	武道場
吹奏楽部（男子・女子）	第1音楽室	
美術（男子・女子）	第2美術室	

※ 室内で活動する部に関しては、野外での活動の場合の更衣場所を示している。

※ 昼食は、自教室で食べること。

※ 男子生徒の更衣場所は、自学年棟の更衣教室の使用を可とする。

② ミーティング・更衣場所として上記の場所を使用する場合は、教室の戸締りや机・椅子などの整理整頓をキャプテンが責任を持って確実に行うこと。ごみは各自が持ち帰ること。

③ 昼食時にお茶が必要な場合は、各自が水筒を持参すること。

5.その他

- ① 部活動における登下校は、標準服または部で定められているウェアー等とする。
- ② 部活動時の服装は、標準服、体育時の服装または部で定められたウェアー等とする。
- ③ スパイクを使用する部（サッカーチーム・野球部・陸上部）は、スパイクのまま校舎内の出入りを禁止する。
- ④ 校舎内でトレーニングを行う場合は、以下の条件で行うこと。
 - ※ 校舎内を走らない。道具を使わない。活動場所は、北棟廊下、渡り廊下、B棟C棟1Fのスペースのみとする。階段での活動は、認めない。違反した場合は活動停止とする。
- ⑤ この規約に反する者がでた部は、原則として活動を停止する。
- ※ 部活動を再開するにあたっては、顧問の許可を得てミーティングを行い、その内容を部活動係に報告し、活動再開の許可を得ること。
- ⑥ インターロッキング（コンクリート）部分のボール使用に関しては、A棟とB棟の間、B棟とC棟の間のみ使用が認める。
 - ※顧問が付いている時のみ
- ⑦ 完全下校の時間を学期ごとに3度守れなかった場合は3度目の日の翌日から3日間（平日）の活動を停止する。（門前での話や指導も下校違反とする。）
- ⑧ 土・日・祝日、春季・夏季・冬季休業中の活動において、グラウンドを使用する部員はプール横のトイレを使用すること。（各部が責任を持って定期的に活動場所・トイレの掃除をすること。）
- ⑨ 休日の活動でのゴミの処理・鍵の管理（施錠）・活動時間厳守を徹底すること。
- ⑩ チャレンジ体験の活動期間中は、各顧問が認めた場合のみ活動可とする。
- ⑪ 月1回キャプテン会議を持ち、規則に則って活動が出来ているか現状確認をする。